

契 約 書

有限会社 クロストーン

光南デイサービスセンター す み れ

指定居宅サービス利用契約書

(地域密着型通所介護)(指定第1号通所事業)

契約者と事業者は、契約者が施設において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料を支払うことについて、次の通りに契約を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める指定居宅サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等は、介護保険に定める通りとします。

第2条(契約期間)

- この契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 契約満了までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更)

- 事業者は、契約に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別の居宅サービスに係る介護計画・介護予防通所介護計画を作成するものとします。
- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行いません。その場合、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行なうものとします。
- 事業者は、個別サービス計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要性があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、契約に対して個別サービス計画の変更を説明します。

第4条(介護保険給付対象サービス)

- 事業者は通所介護・1日型通所サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービスについて)

- 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給対象限度を超える通所介護サービスを提供します。
- 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

第6条(契約期間と利用期間)

- 契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して提供する期間をいいます。

第7条(運営規程の遵守)

- 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供します。
- 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合には、契約者に対して事前に説明するものとします。
- 契約者は、前項の変更に同意する事ができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条(サービス料金の支払い)

- 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、介護保険法令に定める料金体系に基づいたサービスの利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割または2割)を事業所に支払うものとします。

2. 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
(ア)契約者は、食材費とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸経費を支払うものとします。
別紙 重要事項説明書 参照
(イ)契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に支払うものとします。

第9条(利用日の中止・変更・追加)

1. 契約者は、サービス利用開始前において、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合には、契約者は利用開始日または利用期間の前日までに事業所に申し出るものとします。
2. 契約者が利用開始日または利用期日に利用の中止を申し出た場合には、重要事項に定める所定の取消し料を事業所にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
3. 事業所は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能機関または利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第10条(利用料金の変更)

1. 第8条1項に定めるサービスの利用料金について、介護保険給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を地域密着型通所介護は厚生労働大臣、第1号通所介護事業は広島市長の定める額に変更します。
2. 第8条2項及び3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行なう日の2ヶ月前までに説明したうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約する事ができます。

第三章 事業者の義務

第11条(事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者サービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスおよび必要な措置を実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者サービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
5. 事業者は、契約者に対する指定居宅サービス・1日型通所サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
6. 事業者は、サービス提供において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとします。

第12条(守秘義務等)

1. 事業者サービス従事者または従業員は、指定居宅サービス・1日型通所サービスを提供するうえで知りえた契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も続きます。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前2項に拘らず、契約者に係る他の居宅支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第13条(契約者の施設利用上の注意義務等)

1. 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2. 契約者は、事業所の施設・設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により現状に復するか又は相当に代価を支払うものとします。
3. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用等を決定するものとします。

第14条(契約者の禁止行為)

契約者は、事務所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一. 決められた場所以外での喫煙
- 二. サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三. その他決められた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第15条(損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者に置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一. 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二. 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三. 契約者の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四. 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して、損害が発生した場合

第17条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

1. 契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他の自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該のサービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合には、事業者は、契約者に対して、すでに実施したサービスについては所定のサービス料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第18条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一. 契約者が死亡した場合
- 二. 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- 三. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
- 五. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六. 契約者が介護保険施設に入所した場合
- 七. 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況・置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条(契約者からの中途解約)

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。

きます。

- 一、 第7条第3項、第10条第3項により、本契約を解約する場合
3. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 二、 契約者が入院した場合
 - 三、 契約に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第20条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解約することができます。

- 一、 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 二、 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三、 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を計測しがたい重大な事情が認められる場合
- 四、 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

第21条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 一、 契約者が、契約の締結時にその心身及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二、 契約者による第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三、 契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第22条(契約の一部が解約又は解除された場合における関連事項の失効)

第19項から第21項により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第23条(精算)

第18条第1項第二項から第六項により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第2項(現状回復の義務)その他条例に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第24条(契約当事者の変更)(オプション条項)

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第25条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第26条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

第27条

契約者と問題が生じ、事業者と契約者の協議の結果收拾がつかなかった場合、裁判は広島地裁を第一裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

個人情報使用同意書

光南デイサービスセンター

すみれ様

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

介護保険サービスの利用のためのサービス担当者会議、市町村、居宅支援事業所その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。

介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会での事例研究発表。(尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを遵守する。)

2. 使用する期間

光南デイサービスセンターすみれ 指定通所介護・指定第1号通所事業利用契約期間中

3. 条件

- (1) 個人情報の使用は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

以上

重要事項説明書

介護サービス提供開始にあたり、厚生省令37号第8条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業所の概要

事業所	有限会社 クロストーン
	光南デイサービスセンター すみれ
所在地	〒730-0825
	広島市中区光南2丁目3-46
連絡先	TEL (082)247-9808
	FAX (082)247-9808
介護保険指定事業所番号	広島県指定 3470205711
提供可能サービス	地域密着型通所介護 指定第1号通所事業
管理者	原岡 力
サービス提供地域	広島市 中区、西区、南区

2 事業所の職員体制

	職員	勤務内容
①	管理者 1名(生活相談員兼務)	事業所の従業員の管理及び業務の一元的管理
②	看護職員 4名	緊急時における対応と必要時の看護業務
③	生活相談員 2名(1名管理者兼務、1名介護職員兼務)	利用者の相談に乗り、生活面のサポート
④	介護職員 6名(常勤3名 非常勤3名)	全ての介護に対するお世話
⑤	機能訓練指導員4名(看護職員兼務)	日常生活に必要な機能の維持、減退防止

3 営業時間

営業時間	サービス提供時間	営業日
8:30~17:30	9:00~16:10	月曜日 ~ 土曜日 (8/14~16、12/31~1/3を除く)

1. 延長介護ご希望の方は個別にご相談ください。

4 施設の概要

定員	18名
食堂兼機能訓練室	1室
浴室(一般)	1室
静養室	1室
相談室	1室
送迎車	4台

5 サービス利用にかかわる利用者負担金(1割負担の料金を示す)

*2 割負担の場合は下記の2倍

(1)通常介護費 利用1回あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
地域密着型通所介護費 (7時間以上8時間未満)	787円	930円	1,078円	1,225円	1,371円
(6時間以上7時間未満)	709円	837円	967円	1,096円	1,225円
(5時間以上6時間未満)	687円	811円	936円	1,059円	1,185円
入浴介助加算 I	42円				
サービス提供体制加算 I 1	23円				
通所介護科学的介護 推進体制加算	42円【月額】				
介護処遇改善加算 I	1000単位につき約96円				

〈介護保険法令に定める単位計算のため若干の誤差が生じます。〉

(2)介護予防通所介護費 指定第1号通所事業費

	要支援 1	要支援 2	事業対象者	要支援2
介護予防通所介護費 第1号通所事業費	週1回利用 1,879円/月	週2回利用 3,784円/月	1,879円/月	週1回利用 1,879円/月
サービス提供体制加算 I	92円/月	184円/月	92円/月	92円/月
介護科学的介護 推進体制加算	42円【月額】			
介護処遇改善加算 I	1000単位につき約96円			

〈介護保険法令に定める単位計算のため若干の誤差が生じます。〉

(3)その他の負担金

- ア. 食費 550円/日 (おやつ代含む)
- イ. 交通費は通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。(別途見積もりいたします。)
- ウ. 自己負担金は、直接「光南デイサービスセンターすみれ」に現金をお持ちいただきます。振込、自動引き落としをご希望の方には対応致します。
- エ. 上記の利用者負担金は『法廷代理受領(現物給付)』の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦利用者が利用料(10割分)を支払い、その後市長村長に対して保険負担分(8割または9割分)を請求します。

6 キャンセル

(1)利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口	082-247-9808
------	--------------

- (2)都合でサービスを中止される場合は、できるだけサービス利用日の前日までにご連絡ください。
 当日のキャンセルは、以下のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。
 (但し、容態の急変など、緊急でやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

連絡時間	キャンセル料
利用日の朝8時00分まで	食費分(550円)
利用日の朝8時00分以降	利用者負担金の100%

7 相談窓口 苦情対応について

- ◎ サービスに関する相談や苦情については次の窓口にて対応いたします。

光南デイサービスセンター すみれ 相談室	電話番号 (082)247-9808
	FAX 番号 (082)247-9808
	相談員 原岡 力 久保 笑子
	対応時間 午前8時30分から午後5時30分迄 (月～土曜)

担当者不在の場合でも、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、必ず担当職員に引き継ぎます。

- ◎ 苦情処理体制及び手順

- (1) 直ちに担当職員が利用者に連絡を取り、苦情についての内容確認を行います。
- (2) 苦情処理について検討し、必要な場合には管理者を含めた検討会議を開催します。
- (3) 苦情処遇処理について関係機関との連携を行います。
- (4) 苦情処理は原則として遅滞なく具体的な対応を行います。
- (5) 苦情処理結果について利用者に必ず確認を行います。
- (6) 苦情処理台帳を整備し、再発防止に役立てます。

- ◎ 苦情があったサービス事業者に対する対応方針

- (1) サービス事業者に直ちに連絡を取り、苦情処理と改善について指示を行います。
- (2) 苦情につき改善されない場合は、利用者に説明し他のサービス事業者を選択して頂きます。
- (3) 必要であると判断した場合は管理者も含めて検討会議を行います。

- ◎ その他参考事項

- (1) 研修の機会を多く持ち、普段から苦情の出ないようなサービス提供に努めます。
- (2) 居宅サービス事業者賠償事故保障制度加入。

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

広島市役所本庁 社会局介護保険課	所在地 〒730-0042 広島市中区国泰寺 1-6-34
	電話番号 (082)504-2183
	FAX (082)504-2136
	対応時間 午前8時半～午後5時(土・日・祝日を除く)
広島県国民健康保険団体連合会 保険介護部 介護保険調査指導係	所在地 〒730-0044 広島市中区東白島 19-49
	電話番号 (082)545-0783
	対応時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
広島市中区 健康長寿課	電話番号 (082)504-2478
広島市西区 健康長寿課	電話番号 (082)294-6585

8 事業の目的

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活

- を営むことが出来るよう努めます。
- (2) 利用者が心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な介護サービスが、多様な職種から、総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
 - (3) 介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の同意を得るものとします。

9 緊急時の対応方針

サービス提供中に利用者の容態の変化などがあった場合には、事前の打ち合わせにしたがって、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所などに連絡いたします。

重要事項説明同意書・個人情報使用同意書・指定通所介護利用契約書

私は、「光南デイサービスセンター すみれ」の提供する指定地域密着型通所介護・第1号通所事業を利用するにあたり、別紙重要事項説明書・個人情報使用同意書及び利用契約書に基づいて事業所の管理者または生活相談員より説明を受けたことを確認し、下記のとおり申し込みます。以上の証として本契約書を2通作成し、利用者及び事業所は署名又は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

(ご利用者)私は、以上の重要事項及び利用契約につき説明を受け、内容を理解したうえで、この契約に定めるところに従い、貴施設に所定の利用期間入所し、各種の介護サービスを利用することを申し込みます。

住所 〒 _____

電話 () _____

氏名 _____ (印)

(署名代行者)私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。
私は利用者本人の契約意思を確認しました。

住所 〒 _____

電話 () _____

氏名 _____ (印) 続柄 _____
署名を代行した理由《 _____ 》

費用の支払い方法	現金支払い	振込	自動引落
請求書の届け先 (希望する番号に○)	1. 利用者の自宅 2. 代理人の宛先		
緊急時の連絡先① (家族等)	住所 〒 _____		
	氏名 _____	電話 _____	続柄 _____
緊急時の連絡先② (家族等)	住所 〒 _____		
	氏名 _____	電話 _____	続柄 _____

《事業所》当施設は、指定地域密着型通所介護事業所・第1号通所事業所として、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

事業所名 有限会社クロストーン
所在地 広島市中区光南2丁目3-46
名称 光南デイサービスセンター すみれ
代表者 原岡 力 (印)
電話番号 082-247-9808